

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月25日
【発行者名】	オリックス不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 牟田 興一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【事務連絡者氏名】	オリックス・アセットマネジメント株式会社 取締役常務執行役員 八塚 弘文
【電話番号】	03-3435-3285 (代表)
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	オリックス不動産投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 16,146,350,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 835,450,000円
	(注) 今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受け を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集 を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額 とは異なります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する 上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要が あるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定す る安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券 市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券取引 所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年9月11日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成19年9月25日開催の本投資法人の役員会において、一般募集25,000口の募集の条件及びオーバーアロットメントによる売出し1,250口の売出しの条件、その他当該新投資口発行及び投資口売出しに関し必要な事項を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

##### 1 募集内国投資証券

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(8) 申込期間

(11) 払込期日

(13) 手取金の使途

(14) その他

① 引受け等の概要

② 申込みの方法等

##### 2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(3) 売出数

(4) 売出価額の総額

(5) 売出価格

(8) 申込期間

(11) 受渡期日

#### 第3 募集又は売出しに関する特別記載事項

##### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

\_\_\_\_\_ 罫の部分は訂正箇所を示します。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

#### 1【募集内国投資証券】

##### (3)【発行数】

<訂正前>

25,000口

(注) 後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、一般募集における需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

<訂正後>

25,000口

(注) 後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、一般募集における需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

##### (4)【発行価額の総額】

<訂正前>

18,240,000,000円

(注) 後記「(14) その他／① 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

16,146,350,000円

(注) 後記「(14) その他／① 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。

##### (5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 1. 発行価格決定日（下記（注）2. に定義します。）における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。

(注) 2. 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第21条に規定される方式により、上記（注）1.に記載の仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成19年9月25日（火）から平成19年9月27日（木）までのいずれかの日（以下「発行価格決定日」といいます。）に一般募集における価額（発行価格）及び申込証拠金を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より本投資証券1口当たりの払込金として受け取る金額）を決定します。

(注) 3. 後記「(14) その他／① 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。

発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

1口当たり668,360円

(注) 後記「(14) その他／① 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注) 1. 及び(注) 2. の全文削除並びに(注) 3. の番号削除

#### (8) 【申込期間】

<訂正前>

平成19年9月28日(金)から平成19年10月2日(火)まで

(注) 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年9月19日(水)から平成19年9月27日(木)までを予定しておりますが、実際の一般募集における価額(発行価格)及び申込証拠金の決定日は、平成19年9月25日(火)から平成19年9月27日(木)までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成19年9月26日(水)から平成19年9月28日(金)まで」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成19年9月26日(水)から平成19年9月28日(金)まで

(注) の全文削除

#### (11) 【払込期日】

<訂正前>

平成19年10月5日(金)

(注) 払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、払込期日については、需要状況等を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年9月19日(水)から平成19年9月27日(木)までを予定しておりますが、実際の一般募集における価額(発行価格)及び申込証拠金の決定日は、平成19年9月25日(火)から平成19年9月27日(木)までのいずれかの日を予定しております。したがって、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成19年10月3日(水)」とすることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成19年10月3日(水)

(注) の全文削除

#### (13) 【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における本投資法人の手取金(18,240,000,000円)については、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の本件第三者割当による新投資口発行の手取金(上限910,000,000円)と併せて、第11期中の取得済み物件(後記「第2 参照書類の補完情報／1 投資法人の概況／(3) 第10期(平成19年2月期)後に取得した資産の概要について／① 概要 取得済み物件一覧」をご参照下

さい。)の取得のための借入金の返済に全額充当します。

(注) 上記の手取金は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

一般募集における本投資法人の手取金(16,146,350,000円)については、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の本件第三者割当による新投資口発行の手取金(上限807,317,500円)と併せて、第11期中の取得済み物件(後記「第2 参照書類の補完情報/1 投資法人の概況/(3) 第10期(平成19年2月期)後に取得した資産の概要について/① 概要 取得済み物件一覧」をご参照下さい。)の取得のための借入金の返済に全額充当します。

(注)の全文削除

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

本投資法人及びその資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社は、発行価格決定日に、下表に記載する引受人との間で一般募集の対象となる本投資証券の元引受契約を締結する予定です。

引受人は、発行価格決定日に決定される発行価額にて連帯して買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受人は、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を本投資法人に払い込みます。引受手数料は支払われず、発行価格と発行価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	未定
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
UBS証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	
合計		25,000口

(注) 1. 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注) 2. 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注) 3. 大和証券エスエムビーシー株式会社、野村証券株式会社及びU B S証券会社を総称して「共同主幹事会社」といいます。

<訂正後>

本投資法人及びその資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社は、平成19年9月25日（火）（以下「発行価格決定日」といいます。）に、下表に記載する引受人との間で一般募集の対象となる本投資証券の元引受契約を締結しました。

引受人は、発行価格決定日に決定された発行価額（1口当たり645,854円）にて連帯して買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（1口当たり668,360円）で募集を行います。

引受人は、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を本投資法人に払い込みます。引受手数料は支払われず、発行価格と発行価額との差額（1口当たり22,506円）の総額は引受人の手取金となります。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	9,375口
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,500口
U B S証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000口
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号	2,250口
三菱U F J証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	1,000口
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	750口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	700口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	175口
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	100口
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	50口
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	50口
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	50口
合計		25,000口

(注) 1. 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注) 2. 大和証券エスエムビーシー株式会社、野村証券株式会社及びU B S証券会社を総称して「共同主幹事会社」といいます。

(注) 1. の全文削除並びに(注) 2. 及び(注) 3. の番号変更

② 申込みの方法等

<訂正前>

(前略)

(ロ) 受渡し

一般募集の対象となる本投資証券の受渡期日は、払込期日の翌営業日です。一般募集の対象となる本投資証券は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）

に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。なお、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。保管振替機構に本投資証券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

<訂正後>

(前略)

(ロ) 受渡し

一般募集の対象となる本投資証券の受渡期日は、平成19年10月4日(木)です。一般募集の対象となる本投資証券は、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。なお、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。保管振替機構に本投資証券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

## 2【売出内国投資証券(オーバーアロットメントによる売出し)】

### (3)【売出数】

<訂正前>

1,250口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,250口を上限として、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券(以下「借入投資証券」といいます。)の売出しです。従って、上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

<訂正後>

1,250口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券1,250口(以下「借入投資証券」といいます。)の売出しです。オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

### (4)【売出価額の総額】

<訂正前>

940,000,000円

(注) 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

835,450,000円

(注) の全文削除

(5) 【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券／(5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

1口当たり668,360円

(注)の全文削除

(8) 【申込期間】

<訂正前>

平成19年9月28日(金)から平成19年10月2日(火)まで

(注) 上記申込期間については、前記「1 募集内国投資証券／(8) 申込期間」に記載の一般募集の申込期間と同一とします。

<訂正後>

平成19年9月26日(水)から平成19年9月28日(金)まで

(注)の全文削除

(11) 【受渡期日】

<訂正前>

平成19年10月9日(火)

(注) 上記受渡期日は、前記「1 募集内国投資証券／(11) 払込期日」において決定される払込期日の翌営業日とします。

<訂正後>

平成19年10月4日(木)

(注)の全文削除

### 第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から1,250口を上限として借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、本投資法人は平成19年9月11日（火）開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,250口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成19年10月30日（火）を払込期日として行うことを決議しています。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」といいます。）中、本投資証券について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買い付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成19年10月26日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限（以下「上限口数」といいます。）として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から上記の両取引に係る借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

（後略）

<訂正後>

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資証券1,250口（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、本投資法人は平成19年9月11日（火）及び平成19年9月25日（火）開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,250口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成19年10月30日（火）を払込期日として行うことを決議しています。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年9月26日（水）から平成19年9月28日（金）までの間、本投資証券について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買い付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年9月29日（土）から平成19年10月26日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数（1,250口）を上限（以下「上限口数」といいます。）として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資証券の買付け（以下

「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数 (1,250口) から上記の両取引に係る借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

(後略)